

全体財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの

事業用資産……………取得原価

インフラ資産……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

②無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

②満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得原価

③出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 5年～65年

工作物 3年～80年

物品 2年～20年

②無形固定資産……………定額法

ソフトウェアについては、当県における見込利用期間（５年）に基づく定額法によっています。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

②徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、税等未収金は過去５年間の平均不納欠損率により、税外未収金は個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

③退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の地方公営事業会計については税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更

該当ありません。

3 重要な後発事象

該当ありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

債務保証及び損失補償債務負担の状況は、次のとおりです。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金計上額	貸借対照表未計上額	
地方独立行政法人 秋田県立病院機構	—	2,773百万円	—	2,773百万円
秋田県立療育機構	—	118百万円	—	118百万円
公益社団法人秋田 県農業公社	—	946百万円	946百万円	1,892百万円
公益財団法人秋田 県林業公社	—	4,311百万円	479百万円	4,790百万円
秋田県厚生農業協 同組合連合会	—	140百万円	1,258百万円	1,398百万円
秋田県信用保証協 会	—	307百万円	21,001百万円	21,308百万円
秋田県農業信用基 金協会	—	—	566百万円	566百万円
計	—	8,595百万円	24,250百万円	32,845百万円

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
宅地造成事業	地方公営事業会計	全部連結	—
港湾整備事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
国民健康保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
電気事業	地方公営事業会計	全部連結	—
工業用水道事業	地方公営事業会計	全部連結	—
下水道事業	地方公営事業会計	全部連結	—
病院事業（想定企業会計）	地方公営事業会計	全部連結	—

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。